

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 3 年 10 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）湖南省吉永複合店舗 湖南省吉永字中川原 355 番 5 ほか
- 2 意見の概要 湖南省からの意見
 - (1) 作業中は騒音、振動および粉塵の飛散等、周辺地域に対して迷惑が掛からないよう周知を徹底されたい。万一苦情が発生した場合は、誠意をもって対応されたい。
湖南省生活環境保全条例（平成 18 年湖南省条例第 25 号）に規定された生活環境影響事業に該当するため、設置する設備等が決定されたら環境政策課と事前協議を行うこと。
 - (2) 廃棄物は、法律に基づき適正に保管し処分するとともに、排出抑制および資源化を行い焼却ごみの削減に努めること。
一般廃棄物の収集運搬については、湖南省一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に依頼されたい。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 25 年法律第 57 号）に該当するものを処分する場合は、適正に処理すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
湖南省環境経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目 1 番地
 - (2) 縦覧期間 令和 3 年 10 月 26 日から令和 3 年 11 月 26 日まで